

[理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類]

公益財団法人山口県国際交流協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県国際交流協会（以下「当協会」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1に基づき定例役員報酬を、別表2に基づき賞与を支給する。
- 3 当協会の業務執行に必要な会議に出席した役員等には、報酬を支給することができる。ただし、役員等のうち評議員会で別に定める者には支給しない。
- 4 前項の報酬の額は、別表3に定める額とする。
- 5 非常勤役員の各年度の報酬総額は、別表4の額を超えないものとする。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当協会の常勤役員の定例報酬月額、別表1 常勤役員俸給表のとおりとし、報酬月額等は、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法、並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 当協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める旅費規程に準じて支給することができる。
- 3 当協会の業務執行に必要な会議に出席した役員等には、参会のために要した費用の実費を支給することができる。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

常勤役員俸給表

	月 額
1号	314,000円
2号	286,000円
3号	278,000円
4号	270,000円

別表2

常勤役員の賞与

報酬月額 × 支給割合
(支給割合は県職員に準ずる)

別表3

役員等の報酬

日額 9,600円

別表4

非常勤役員各年度の報酬総額

理事	500,000円を超えない範囲内
監事	200,000円を超えない範囲内

○ 役員等のうち報酬を支給しない者

- 1 県、市町の特別職にある者
- 2 国、県、市町の一般職にある者